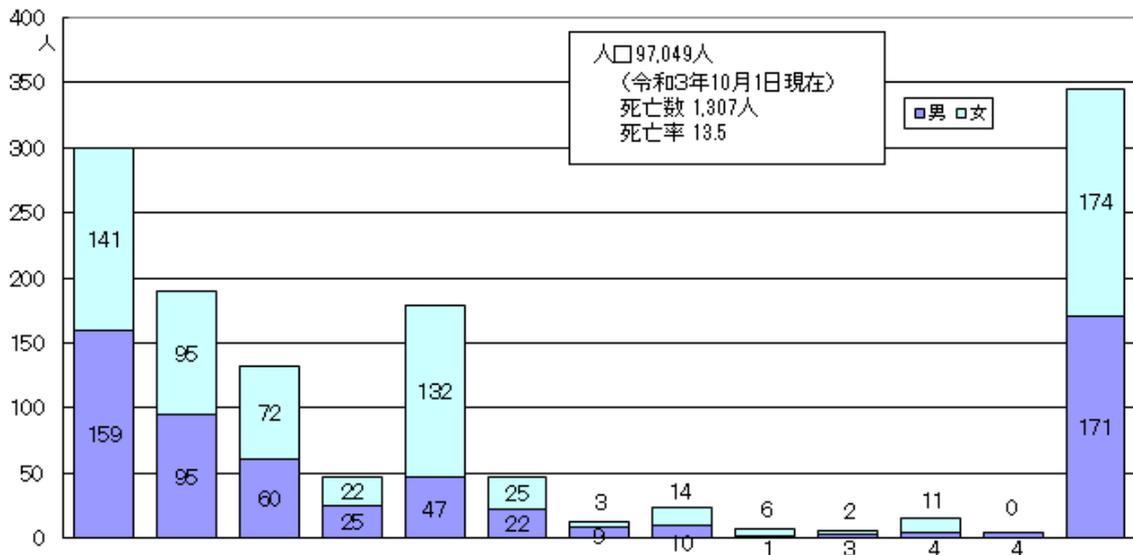


5 保健課

5-1 人口動態

年	人口	出生				合計特殊 出生率	死亡				自然 増加	備考
		男	女	計	率		男	女	計	率		
H18	107,845	500	480	980	9.1	1.63	565	516	1,081	10.0	△101	人口 10.1 現在
H19	107,259	479	519	998	9.3	1.70	617	508	1,125	10.5	△127	〃
H20	106,630	513	452	965	9.0	1.70	615	577	1,192	11.2	△227	〃
H21	105,691	451	468	919	8.7	1.69	625	576	1,201	11.4	△282	〃
H22	105,335	443	455	898	8.5	1.70	630	615	1,245	11.8	△347	〃
H23	104,728	461	417	878	8.4	1.63	669	613	1,282	12.2	△404	〃
H24	103,947	445	425	870	8.4	1.68	640	608	1,248	12.0	△378	〃
H25	103,105	450	408	858	8.3	1.73	619	630	1,249	12.1	△391	〃
H26	102,446	439	407	846	8.3	1.76	600	643	1,243	12.1	△397	〃
H27	101,743	422	406	828	8.1	1.77	639	637	1,276	12.5	△448	〃
H28	100,957	422	388	805	8.0	1.75	633	629	1,262	12.5	△457	〃
H29	100,077	421	366	787	7.9	1.76	686	641	1,327	13.3	△540	〃
H30	99,157	408	331	739	7.5	1.72	654	689	1,343	13.5	△604	〃
R 1	98,129	364	362	726	7.4	1.75	671	694	1,365	13.9	△639	〃
R 2	97,039	345	309	654	6.7	1.64	624	695	1,319	13.6	△665	〃
R 3	97,049	340	347	687	7.1	1.63	610	697	1,307	13.5	△620	〃

◎死因別死亡統計(令和3年)



	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	老衰	不慮の 事故	自殺	腎不全	糖尿病	肝疾患	高血圧 性疾患	結核	その他
死亡数	300	190	132	47	179	47	12	24	7	5	15	4	345
死因別死亡率 (人口10万対)	309.1	195.8	136.0	48.4	184.4	48.4	12.4	24.7	7.2	5.2	15.5	4.1	355.5
死亡割合(%)	23.0%	14.5%	10.1%	3.6%	13.7%	3.6%	0.9%	1.8%	0.5%	0.4%	1.1%	0.3%	26.4%

引用: 長野県「毎月人口異動調査」
厚生労働省「人口動態調査」

5-2 母子保健

1 令和3年度 妊娠届出数の年齢別内訳

	届出総数	20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上
初妊婦数	350	11	42	123	118	42	8
経産婦数	371	1	28	98	150	83	17
総届出数	721	12	70	221	268	125	25

2 パパママ教室の受講状況

年度	実施回数	実人員			延人員			妊婦内訳（再掲）	
		妊婦	夫	計	妊婦	夫	計	第1子	第2子以上
H29	12	115	105	220	178	159	337	114	1
H30	12	118	110	228	191	173	364	114	4
R 1	14	109	95	204	166	152	318	104	5
R 2	11	73	68	141	115	107	222	71	2
R 3	14	143	141	284	207	201	408	141	2

3 令和3年度 授乳・育児相談助成事業

	産婦内訳		何回目		時期（産後）			内容（複数実施あり）		
	初産婦	経産婦	1回目	2回目	1か月未満	1か月～ 6か月未満	6か月～ 12か月未満	乳房ケア	授乳相談・ 育児相談	産後の健康 相談
実施数 延 324 実 246										
	122	124	225	99	135	134	55	249	229	102

4 令和3年度 乳幼児訪問

	①未熟児		②新生児 (①を除く)		③乳児 (①②を除く)		幼児		母子相談 電話・面接
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	延人員
実施数	16	16	10	10	681	719	35	47	1,550

5 先天性股関節脱臼検診状況

年度	H29	H30	R 1※	R 2※	R 3
受診数（人）	男 404 女 376	男 420 女 325	男 329 女 326	男 163 女 135	男 252 女 234
受診率（%）	97.5	97.3	89.0	45.0	69.4
要治療者	男（人）	-	-	1	-
	女（人）	2	2	4	-

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症のため3月の検診は中止とした。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため4月から10月1日までの検診は中止とした。

6 令和3年度 乳幼児健診

	回数	該当児数	受診児数	受診率	他機関紹介数(率)	フォロー児数(率)
4か月児健診	47	701	691	98.6	3 (0.4)	25 (3.6)
7か月児相談	44	690	678	98.3	5 (0.7)	56 (8.3)
12か月児相談	44	677	660	97.6	5 (0.8)	38 (5.8)
1歳6か月児健診	46	692	667	96.0	15 (2.2)	77 (11.5)
2歳児相談	47	702	669	95.3	35 (5.2)	113 (16.9)
3歳児健診	49	720	692	96.1	13 (1.9)	12 (1.7)

7 遊びの広場

年度	参加人数	延人数	令和3年度初回参加者の主訴
H28	38 (継続 15、新規 23)	100	(複数回答) ・発達の遅れ 14 ・母乳相談・離乳食・体重増加 1 ・母親の育児不安、接し方 2
H29	32 (継続 6、新規 26)	86	
H30	31 (継続 12、新規 19)	117	
R 1	36 (継続 9、新規 27)	100	
R 2	23 (継続 8、新規 15)	63	
R 3	24 (継続 10、新規 14)	58	

8 乳幼児学級 (令和2年度)

地区	学級名	対象年齢	実施回数	参加実組数	参加延組数
橋北 橋南 東野 (3館合同)	0歳児学級	0歳	7	10	46
	1歳児学級	1歳	13	22	137
	2歳児学級	2歳	12	15	111
	3歳児学級	3歳	13	9	40
羽場	0、1歳児学級	0～1歳	11	19	81
羽場 丸山	2、3歳児学級	2～3歳	7	23	98
丸山	すくすく学級	0～1歳	12	20	107
伊賀良	0歳児学級	0歳	8	15	116
	1歳児学級	1歳	9	45	209
	2歳児学級	2歳	10	16	66
	3歳児学級	3歳	10	9	47
山本	おたまっこ学級	0～3歳	13	31	166
三穂	みほなかよし学級	0～3歳	7	11	46
鼎	0歳児学級	0歳	4	30	79
	1歳児学級 (りんご学級)	1歳	7	25	95
	1歳児学級 (いちご学級)	1歳	7	31	157
	2歳児学級 (たんぼぼ学級)	2歳	12	38	263
	つくし学級	3歳	12	23	121
竜丘	0歳児学級	0歳	4	14	25
	1歳児学級	1歳	8	23	106
	2・3歳児学級	2～3歳	9	21	99
川路	すくすく学級	0～3歳	9	17	75

地区	学級名	対象年齢	実施回数	参加実組数	参加延組数
松 尾	0歳児学級	0歳（4～9月生）	4	33	79
	1歳児学級Aチーム	1歳（4～9月生）	6	27	115
	1歳児学級Bチーム	1歳（10～3月生）	6	34	105
	2歳児学級Aチーム	2歳（4～9月生）	13	27	99
	2歳児学級Bチーム	2歳（10～3月生）			
	3歳児学級	3歳	6	26	97
上久堅	わくわくキッズ	0～3歳	5	10	30
下久堅	ぽっかぽか	0～3歳	7	14	72
千 代	ちよっ子クラブ	0～3歳	13	6	53
龍 江	乳幼児学級	0～3歳	12	14	76
座光寺	ぴよぴよ教室	0～1歳	7	16	76
	2・3歳児学級	2～3歳	8	10	36
上 郷	0歳児学級	0歳	2	16	28
	1歳児学級	1歳	13	38	158
	2歳児学級	2歳	7	24	101
	3歳児学級	3歳	7	7	25
上 村	ひよこちゃんの日	0～3歳	6	2	8
南信濃	すこやか学級	0～3歳	7	1	7
合 計	R3年度		333	772	3,455
	R2年度		326	646	2,938
	R元年度		512	889	5,016
	H30年度		582	996	6,010
	H29年度		577	1,071	6,394

スタッフ・講師：保育士・保健師・公民館

栄養士・歯科衛生士・医師・助産師・図書館司書・ボランティア・運動指導士等

5-3 成人保健

1 健康診査

各種がん検診等受診者数の推移

検診種別	H28	H29	H30	R 1	R2
胃がん検診	4,038	3,681	3,616	3,572	967
子宮頸がん検診	1,670	1,945	2,048	2,802	2,524
乳がん検診	4,879	4,940	4,934	4,949	4,742
肺がん検診	8,217	7,945	7,919	7,908	6,394
大腸がん検診	9,031	8,614	8,472	8,586	8,569

*27年度の子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診は、がん検診推進事業を含む。

(1) 子宮頸がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率)	精密検査結果				未受診
			がん	異形成	その他	異常なし	
H27	1,636	22(1.3)	2	11	5	1	3
H28	1,670	34(2.0)	1	9	12	8	2
H29	1,945	29(1.5)	2	8	10	7	2
H30	2,048	31(1.5)	3	15	5	5	3
R 1	2,802	52(1.9)	0	32	9	10	1
R 2	2,524	47(1.9)	0	19	4	20	4

*がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

(2) 乳がん検診

ア 乳房エコー検査

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果							未受診
			がん	乳腺症	のう胞	腺維腺腫	その他	異常なし	診断未確定	
H28	2,192	58(2.6)	3	15	7	14	9	6	2	2
H29	2,202	45(2.0)	0	22	4	15	7	4	0	1
H30	2,292	48(2.1)	2	8	3	18	7	9	0	1
R 1	2,181	57(2.6)	3	7	8	20	6	10	3	0
R 2	1,993	42(2.1)	3	9	7	8	11	2	0	2

イ マンモグラフィ検査

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果						未受診
			がん	乳腺症	のう胞	腺維腺腫	その他	異常なし	
H28	2,687	91(3.4)	10	11	7	5	11	45	4
H29	2,738	57(2.1)	4	18	15	5	5	10	1
H30	2,642	90(3.4)	7	17	18	4	13	30	1
R 1	2,768	95(3.4)	7	15	18	6	10	38	1
R 2	2,749	95(3.5)	8	8	22	11	15	25	6

*がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

(3) 肺がん検診

ア ヘリカルCT検査

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	がんの疑い	その他の疾患	異常なし	
H28	2,742	123(4.5)	2	0	81	12	27
H29	2,734	182(6.7)	5	1	132	33	11
H30	2,917	139(4.8)	5	2	108	16	8
R 1	2,957	320(10.8)	4	4	238	54	20
R 2	2,637	150(5.7)	3	3	106	11	25

イ レントゲン間接撮影による肺がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果					未受診
			がん	その他	異常なし	未確定	未把握	
H28	5,475	160(2.9)	4	73	57	-	15	11
H29	5,211	105(2.0)	1	51	39	6	1	7
H30	5,002	121(2.4)	3	55	47	5	-	11
R 1	4,951	195(3.9)	8	81	83	9	3	11
R 2	3,757	139(3.7)	4	66	40	18	11	9

(4) 大腸がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果					未受診
			がん	ポリープ	その他	未把握	異常なし	
H28	9,031	794(8.8)	19	284	121	36	147	187
H29	8,614	823(9.6)	20	323	114	46	191	129
H30	8,472	702(8.3)	16	257	105	9	153	162
R 1	8,586	731(8.5)	20	263	112	63	131	142
R 2	8,569	674(7.9)	14	248	80	15	136	181

(5) 胃がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	その他の疾患	異常なし	未把握	
H28	4,038	480(11.9)	5	423	56	9	67
H29	3,681	469(12.7)	9	356	52	18	34
H30	3,616	381(10.4)	7	294	47	11	22
R 1	3,572	395(11.1)	5	312	33	18	27
R 2	967	98(10.1)	2	85	3	1	7

(6) 令和元年度がん検診推進事業

ア 子宮頸がん検診(20歳)

年齢	対象者数	受診数	受診率
平成11年4月2日～平成12年4月1日生	477	47	9.9%

イ 乳がん検診（マンモグラフィ検査）（40歳）

年齢	対象者数	受診数	受診率
昭和54年4月2日～昭和55年4月1日生	557	212	38.1%

(7) 胃がんリスク検査

年度	対象者数		受診数計	検診方法	受診数	検査結果	
						異常なし	要精密検査
H29	40歳	1,232	393	集団検診	287	212人	75人(26.1%)
	45歳	1,427		個別検診	106	80人	26人(24.5%)
H30	40歳	1,205	261	集団検診	194	153人	41人(21.1%)
	45歳	1,159		個別検診	67	50人	17人(25.4%)
R1	40歳	1,221	234	集団検診	165	134人	31人(18.8%)
	45歳	1,189		個別検診	69	52人	17人(24.6%)
R2	40歳	1,156	226	集団検診	142	122人	20人(14.1%)
	45歳	1,265		個別検診	84	68人	16人(19.0%)

(8) 飯田市国民健康保険特定健康診査

ア 特定健康診査の受診率（法定報告）

特定健康診査：飯田市国保に加入している40歳～74歳の方を対象とした年に1回の健康診査。

年度	対象者数	健診受診者数	健診受診率
H28	16,093人	5,906人	36.7%
H29	15,545人	6,018人	38.7%
H30	14,932人	5,976人	40.0%
R1	14,496人	6,125人	42.3%
R2	14,396人	4,564人	31.7%

イ 特定保健指導の対象者と終了率（法定報告）

特定保健指導：特定健康診査の結果によりメタボリックシンドローム該当者および予備群に対し、継続支援を3か月以上実施し、評価を行う。特定保健指導対象者は、追加リスクの数と喫煙歴の有無により、積極的支援と動機付け支援に分ける。

積極的支援：初回面接後、面接・電話等により3か月以上の継続的支援を行う。算定要件により180ポイント以上の支援を実施する。

動機付け支援：初回面接後、3か月以上経過後に再度支援を実施する。

年度	特定保健指導対象者数			特定保健指導終了者数	特定保健指導終了率
	積極的支援対象者	動機付け支援対象者	合計		
H28	131人	372人	503人	395人	78.5%
H29	141人	416人	557人	428人	76.8%
H30	168人	402人	570人	450人	78.9%
R1	155人	446人	601人	477人	79.4%
R2	85人	364人	449人	324人	72.2%

※特定保健指導対象者以外に、重症化予防・受診(精密検査)が必要・情報提供の各対象者に保健指導を実施。実施人数については、「2 健康教育（1）個別健康教育の実施状況」に掲載。

ウ 特定健康診査結果有所見率経年変化（法定報告）

		性別	H28	H29	H30	R1	R2
高血圧	高血圧Ⅱ度以上者の割合	男性	4.3%	4.7%	4.2%	4.6%	7.5%
		女性	2.5%	3.1%	2.6%	2.8%	5.2%
	高血圧Ⅰ度以上者の割合 (40～64歳)	男性	18.9%	19.2%	15.4%	18.2%	27.8%
		女性	11.2%	10.8%	9.8%	11.2%	18.1%
糖尿病	HbA1c 6.5%以上者の割合 (40～64歳)	男性	5.1%	7.4%	5.8%	6.3%	9.4%
		女性	2.2%	2.3%	2.2%	3.1%	3.6%
	HbA1c 8.4%以上者の割合	男性	0.6%	1.3%	0.9%	0.9%	0.8%
		女性	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%
脂質 異常症	LDL-c 180 mg/dl 以上の割合	男性	2.2%	2.7%	2.9%	2.9%	2.4%
		女性	7.8%	8.9%	9.4%	9.9%	8.2%
	LDL-c 160 mg/dl 以上の割合	男性	10.5%	10.8%	11.4%	11.2%	10.5%
		女性	10.5%	10.8%	11.4%	11.2%	10.5%
メタボ	メタボリックシンドローム 該当者及び予備群の割合	男性	33.8%	36.4%	37.2%	39.7%	46.1%
		女性	9.4%	10.4%	11.0%	12.2%	13.7%

(9) 生活保護受給者、被支援者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付）に対する健康診査

生活保護受給者に対する健康診査については、特定健診（集団）に合わせて、健康増進事業として実施している。

令和3年度受診者数：6人

(10) 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療保険の加入者を対象（要介護3～5を除く）として健康診査を実施している。

年度	対象者数	健診受診者数	健診受診率
H30	15,600人	218人	1.4%
R1	15,970人	375人	2.3%
R2	15,859人	405人	2.5%
R3	15,632人	659人	4.2%

健診結果から、生活習慣病重症化予防対象者には、保健指導を実施している。

R3年度は65人に保健指導を実施。

2 健康教育

(1) 実施回数と参加人数（令和3年度）

	集 団 健 康 教 育						計
	一 般	歯周疾患	ロコモティブ シンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性 肺疾患 (COPD)	病態別	薬	
開催回数	135	10	80	0	148	1	374
参加延人員	2,653	143	975	0	972	204	4,947

個別健康教育の実施状況（令和3年度）

	特定健康診査等要指導者				受診勧奨であって医師が必要と認めた者			
	指導を開始した者		指導を終了した者		指導を開始した者		指導を終了した者	
	市町村 実施	医療機関 委託	市町村 実施	医療機関 委託	市町村 実施	医療機関 委託	市町村 実施	医療機関 委託
高 血 圧	200	0	189	0	89	0	63	0
脂質異常症	207	1	205	0	70	0	78	0
糖 尿 病	230	3	220	0	72	0	51	1
喫 煙	1	0	1	0	0	0	0	0
計	638	4	615	0	231	0	192	1

(2) ウェルビクスフォロー教室

ア 実施地区：丸山 竜丘（H15年開始）、龍江 山本 東野 鼎（H16年開始）

座光寺 羽場 上久堅 千代（H17年開始）、松尾 下久堅 上郷 橋南（H18年開始）

橋北 三穂 川路 伊賀良（H19年開始）

※高齢化で継続困難の為、H30年度で川路地区終了

イ 対 象 者：65歳以上の一般市民

ウ 内 容：ずくバンドを利用した筋力づくりを中心に、介護予防のための運動を定期的実施。

現在は、自主活動グループで活動している

エ 参加状況（令和3年度）

会場数	実施回数	実人員	男性	女性	参加延べ人数
17	518	226	11	215	4,956

(3) 消防団健康教室（令和3年度）

令和元年度モデル的に実施した血液検査の結果から、令和2年度から3年間で全分団員に健診を含めた健康教室を開催することとし、2年目を迎えた。

ア 対象

第8分団（三穂地区消防団）、第13分団（千代地区消防団）、第15分団（鼎地区消防団）、第16分団（上郷地区消防団）、第17分団（上村地区消防団）、第18分団（南信濃地区消防団）

イ 内容

- ・スマホ de ドックによる消防団健診
- ・各分団での健康教室
健診結果の読み取り、食生活・歯周病予防について
- ・健診結果に基づき個別に保健指導を実施

ウ スタッフ：保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士

エ 健診・教室参加状況

	三穂	千代	鼎	上郷	上村	南信濃
健診受診人数	18	2	15	24	5	23
教室参加人数	9	2	7	21		15

上村は教室を開催せず個別対応

オ 保健指導実施状況

対象者	人数	初回実施人数	2回目実施人数
特定健診の基準で受診勧奨値	44	39	14

※血糖値に関しては、空腹時か確認ができないため、基準値を超えた者は全員対象者として保健師から聞き取りと保健指導を行った。

(4) 企業出前健康講座

平成 25 年度から平成 28 年度まで来所方式で行っていた「企業健康教室」を、平成 29 年度から、職場へ出向く方式である「企業出前健康講座」として実施方法を改めた。

ア 対象

飯田市内の事業所または青壮年の団体

イ 内容

前半：飯田市からの健康情報

後半：①～⑥から選択

- ① からだを知ろう ② からだを見える化 ③ プラステン講座 ④ 歯周病は大丈夫？
⑤ 今日の食事はどうする？ ⑥ 働く人のこころの健康

ウ 開催状況

	H30	R1	R2	R3
講座実施回数	15	26	5	10
実施団体数	10	16	5	10
受講人数（延べ）	846	1356	166	157

(5) 広報活動

ア いいだFM「かざこし歳時記 健康いいだ」2か月に1回

市の保健事業の紹介や健康づくりに取り組んでいる市民の声の紹介。

放送日：偶数月 第4月曜日

イ 南信州新聞「生涯現役をめざして できることからはじめました」年12回

健康づくりに取り組む市民の紹介。

ウ 健康いいだ21 ホームページ

市の保健事業の紹介、各地区での教室・イベントのPR、健康情報のお知らせ。

3 健康相談事業

(1) 健康増進（健康相談） 令和3年度

		開催回数	被指導延人員
重点健康相談	高血圧	157	1,483
	脂質異常症	29	78
	糖尿病	38	130
	歯周疾患	35	307
	骨粗鬆症	0	0
	女性の健康	2	2
	病態別（肥満、心臓病等）	0	0
総合健康相談		45	359
計		306	2,359

(2) 健康増進施設「ほっ湯アップル」における健康相談事業

開催回数 267 日

相談延人員 7,694 人

4 訪問指導事業

訪問指導実施状況（母子保健を除く）令和3年度

	年齢区分	保健師訪問指導人員	
		被訪問指導人員	被訪問指導延人員
要指導者等	39歳以下	4	4
	40～64歳	20	33
	65歳以上	36	45
	計	60	82
個別健康教育対象者	39歳以下	0	0
	40～64歳	0	0
	65歳以上	1	1
	計	1	1
閉じこもり予防	39歳以下	1	3
	40～64歳	1	2
	65歳以上	15	18
	計	17	23
介護家族	39歳以下	0	0
	40～64歳	2	2
	65歳以上	8	12
	計	10	14
寝たきり者	39歳以下	0	0
	40～64歳	0	0
	65歳以上	1	1
	計	1	1
認知症の者	64歳以下	0	0
	65歳以上	10	10
	計	10	10
その他	39歳以下	11	40
	40～64歳	20	45
	65歳以上	34	27
	計	65	112
合計		164	243

5-4 介護予防事業

1 いきいき教室

【事業経過】

- 平成 6年 12月 脳刺激訓練教室としてCブロックで開始
 平成 8年 4月 脳刺激訓練教室としてBブロックで開始
 ＊浜松医療センターの高槻絹子先生の指導により、浜松方式（二段階方式）による早期発見と回復法を取り入れた。
- 平成 9年 4月 老人保健法B型リハビリ事業として全市 33 会場で開始
 平成 12年 4月 介護保険制度開始
 平成 13年 4月 B型リハビリから「いきいきリハビリ」と名称変更し 92 会場で開始
 平成 16～17年 保健指導係に介護予防担当保健師の設置
 ＊介護保険認定者の増加率が高いことから、筋骨格器系の介護予防に重点をおき、お達者度測定および運動指導を強化した。
 ＊平成 16 年から名古屋市立大学竹島研究室の指導によりずくバンド運動を取り入れた。
- 平成 18年 介護保険改正 介護予防事業 地域支援事業 1次予防事業
 平成 28年 4月 介護保険 介護予防・日常生活支援総合事業 一般介護予防事業

【目的】

- 老化等による心身機能の低下を 방지し日常生活の自立を支え、閉じこもりの状態を防止、寝たきり・認知症などの要介護状態を予防し、健康の保持増進を図る。
- ＊高齢者の自立（自立生活の助長及び要介護状態になることの予防）
 - ＊高齢者の活躍の場（豊かな経験と知識・技能を活かす場・高齢者の生き甲斐と社会参加の促進）
 - ＊支え合う地域づくり（社会的孤立感の解消・地域の各団体の参加と協力）

【対象】

65歳以上の一般市民

【内容】

健康チェック、健康相談、健康についての学習、運動
 ゲーム・レクレーション、手芸工作、季節の行事、

参加状況の推移

年度	会場数	実施回数	参加者実数	延べ人数	平均参加数	介護保険認定者(再掲)	実数の年齢構成						
							64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
H29	95	1,399	1,397	14,052	10.0	119	11	41	144	361	438	311	91
H30	95	1,308	1,284	13,350	10.0	128	9	33	113	311	424	306	88
R 1	92	1,075	1,212	11,403	10.0	109	12	37	97	296	389	290	91
R 2	92	723	1,096	6,331	9.0	120	2	21	84	245	365	274	105
R 3	92	772	1,034	6,706	9.0	125	3	24	89	208	326	288	96

新型コロナウイルスの流行により、R 2年度および3年度の実施回数は例年より減少した。

2 健脚大学フォロー教室

平成 16 年より名古屋市立大学竹島研究室の指導により、後期高齢者を対象にズクバンドによる筋力アップ・バランス運動等を集中的に実施。現在は、運動指導員が指導している。

【目的】 体力維持・転倒予防のための筋力及びバランス運動を実践し、転倒の不安の軽減を図る

【対象】 概ね 75 歳以上の一般市民 特に転倒に不安のある人

【内容】 セラバンド等を利用した筋力づくり運動、バランス運動

【実施会場】 橋北・伊賀良・鼎・松尾・上郷、H29 年から上村が追加

(1) 実施状況

年度	会場数	実施回数	参加者実数	参加延べ人数	平均参加人数
H29	6	116	140	1,657	14.3
H30	6	113	124	1,524	13.5
R 1	6	101	150	1,743	17.3
R 2	6	83	143	1,355	16.3
R 3	6	86	131	1,231	14.3

新型コロナウイルスの流行により、R 2 年度および 3 年度の実施回数は例年より減少した。

(2) 参加者アンケート結果 回答数：83 人（R 2 年度）

健脚大学に参加して、何らかの効果があったと答えた方は、95.2%であり運動の効果を感じている方が多い。

■教室参加により効果を感じているもの（複数回答）

項目	人数
筋力が維持・向上した	46
体力がついた	33
関節の痛みが減った	23
その他	16

R 3 年度は新型コロナウイルスの流行により、年度末に教室が中止となりアンケートが実施できず。

5-5 精神保健

1 精神訪問指導

	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
精神保健	62	121	189	178	118

2 こころの相談窓口

- * 実施日 毎月第2月曜日 午後1時30分～午後4時30分（予約制）
- * 会場 飯田市保健センター
- * 相談員 飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる 精神保健福祉士

* 実施状況（R3年度）

- ① 実施回数 9回
- ② 相談実人数 18人
- ③ 相談延べ人数 18人
- ④ 相談者の年齢内訳

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代	計
相談者	4	4	4	4	0	1	1	18
対象者	7	3	4	1	0	2	1	18

- ⑤ 本人からの相談 13人、家族からの相談 5人

3 こころの健康づくり

(1) 広報・啓発活動

- ① ホームページの作成
- ② 自殺予防週間（9月）
高校生への街頭啓発（市内5校に学校を通じて啓発ウェットティッシュを配布）
- ③ 自殺対策強化月間（3月）
チラシ「ひとりで悩んでいませんか？相談できる場所がある」の各戸配布
のぼり旗・ポスターの掲示
自治振興センターへの啓発パネルの展示（松尾・伊賀良・鼎・上郷）
高校生への街頭啓発（市内5校に学校を通じて啓発ウェットティッシュを配布）
飯田中央図書館での関係書籍の展示
いいだFM（こころの健康・飯田市の取り組みについて）
- ④ 中学生を対象としたSOSの出し方教育
R3年度 4校で実施

(2) 研修会の開催

- ① こころの健康講座（ゲートキーパー講座）
健康福祉委員会・民生児童委員協議会・企業への出前健康講座、いきいき教室、健康教室などで実施

5-6 栄養指導

1 母子保健（令和3年度）

対象者	集団指導		個別指導		内容	
	回数	延人数	回数	延人数		
乳幼児 健診・ 相談 ※感染症 流行期は 集団指導 なし	4か月児	32	510	47	389	離乳食の開始と進め方
	7か月児	36	508	44	543	離乳食中期・後期の進め方、1日の目安量、 形態、3回食にむけて、実物展示
	12か月児	36	508	44	309	1日の目安量、実物展示
	1歳 6か月児	35	536	46	434	幼児食について 噛むことの大切さ、おやつとの与え方
	2歳児	—	—	47	664	幼児食について 噛むことの大切さ、おやつとの与え方
	3歳児	36	532	49	429	好き嫌いなく、しっかり食べよう
離乳食 講座	初期	9	78	9	78	離乳食の作り方のデモンストレーション、 離乳食の進め方・個別相談
	後期	9	59	9	59	
乳幼児学級	16	134	68	68	乳幼児期の食事とおやつの進め方・相談	
ぱくぱくキッチン	3	31	—	—	調理体験、試食	
その他（乳幼児）	—	—	4	5	個別相談・電話相談	
その他（小中学生）	1	4	2	2	個別相談	
合計	213	2,900	247	2,841		

2 生活習慣病予防及び健康増進（令和3年度）

対象者	集団指導		個別指導		内容
	回数	延人数	回数	延人数	
消防団健康教室 （分団別）	4	54	1	2	若い頃からの生活習慣病予防のための食 事について
特定保健指導	—	—	80	80	特定健診結果に基づく栄養指導
高齢者いきいき教 室等（単発事業）	35	457			低栄養予防のための食事
まちづくり委員会 健康福祉委員会等	3	43			生活習慣病の食事、学習と実習
食生活改善推進員	7	106			伝達講習会、文化祭
その他			87	87	訪問指導、健康相談
合計	49	660	168	169	

5-7 歯科保健

1 母子歯科保健（令和3年度）

対象者	回数	延人数	内 容
妊婦	7	166	妊娠中の口腔内の変化について、歯科検診のすすめ
1歳児	44	660	萌出歯牙の確認、仕上げ磨きの指導、上顎前歯唇面のむし歯予防
1歳6か月児	46	667	卒乳の確認、甘味制限と仕上げ磨きの工夫、口腔機能の発達について
2歳児	47	669	萌出歯牙のチェックとブラッシング指導、むし歯の治療の説明、C o 歯牙への注意、ぶくぶくうがいのすすめ
3歳児	49	692	むし歯の早期治療及び予防処置のすすめ、乳臼歯隣接面のむし歯予防、不良習癖についての相談 6歳臼歯の重要性とむし歯予防
小学校歯科保健指導	10	831	むし歯、歯周病予防のための健康講話、ブラッシング指導
その他	25	176	乳幼児学級・療養センター等での歯科保健指導、乳幼児訪問指導・つどいの広場等での歯科保健指導
合計	228	3,861	

歯科検診結果

	該当児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)	むし歯 保有児 (人)	むし歯 保有率 (%)	むし歯 総本数 (本)	むし歯保有児 1人当たり むし歯本数 (本)	受診児 1人当たり むし歯本数 (本)
1歳6か月児	692	667	96.4	5	0.7	24	4.8	0.04
3歳児	720	692	96.1	54	7.8	197	3.6	0.28

2 成人歯科保健（令和3年度）

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
歯の健康講座	7	63	地区公民館主催の乳幼児学級に参加している母親を対象に歯周病についての啓発、歯科相談、ブラッシング指導
12か月児母親の歯科相談	44	643	12か月児相談時に母親の口腔内チェック、歯科相談、定期検診の重要性、歯周病の原因と対策について
各種健康教室等	9	123	歯と口のはたらき、歯の喪失による障害とその原因、歯周病の原因と対策、ブラッシング指導、定期歯科検診の重要性
合計	16	186	

3 高齢者歯科保健（令和3年度）

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
いきいき教室	27	254	介護予防のための口腔ケア・口腔機能向上の講話 健口体操の紹介
各種健康教室等	2	14	歯と口のはたらき、歯の喪失による障害とその原因、 口腔機能向上の講話 健口体操の紹介

5-8 献血

1 飯田市献血実績

(単位：人)

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
飯伊献血実績	2,316	2,282	2,212	1,520	2,404
飯田市実績	1,834	1,689	1,594	1,104	1,857
200ml 献血者	2	3	2	0	0
400ml 献血者	1,832	1,686	1,592	1,104	1,857

5-9 健康福祉委員等活動

1 組織の概要

平成 19 年 3 月までは飯田市保健推進員設置規則に基づき、地区ごとに 50 世帯～100 世帯に一人の割合で自治会長等地域代表者に推薦された保健推進員が市長の委嘱を受け二年任期で活動していた。

平成 19 年 4 月からは地域自治組織導入に伴い、各地区の状況に合わせた組織編成となり名称もそれぞれの地域で異なるが、全市で 650 人が活動している。

各地区健康福祉委員等人数 (令和 3 年度)

(単位：人)

ブロック	A		B		C		D		E	
地区	橋北	10	三穂	20	竜丘	12	松尾	36	座光寺	39
	橋南	24	山本	18	川路	19	下久堅	18	上郷	93
	羽場	17	伊賀良	92	鼎	81	上久堅	4	上村	8
	丸山	38					千代	29	南信濃	10
	東野	32					龍江	50		

2 健康福祉委員等研修会

例年、全市の研修会および各地区の代表者連絡会を開催し、研修の内容を各地区に伝達しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により全市の研修会は中止し、代表者会のみ行った。

日時	内容	参加者数
令和 3 年 5 月 19 日	飯田市健康福祉委員等代表者会 飯田市からの健康情報 生活習慣病予防について「高血圧の理解」	20 名

5-10 食生活改善推進活動

1 食生活改善推進員の概要

市の開催する健康教室を修了した者のうち、希望者が食生活改善推進員になる。自らよい健康生活の実践者となり、「食のボランティア」として家族や地域のために、食生活改善を中心とした健康づくりの輪を広める活動を行う。

2 飯田市食生活改善推進協議会

11支部から2名の役員を選任して、『飯田市食生活改善推進協議会』を運営し、全市の伝達講習会、食育や健康いいた21の推進等の活動を行い、各地区の活動状況の情報交換を行っている。

事業名	日程	内容	参加者
総会	令和3年4月15日	・地区会長による紙面総会	13名
県定期総会	令和3年5月25日	・オンライン会議	3名
飯田市伝達講習会①	令和3年6月11日	・「電子レンジを使ったレシピ紹介（こうや豆腐）」 （講師のデモンストレーションのみ） ・ストレッチ体操	18名
飯田市伝達講習会②	令和3年7月16日	・「夏野菜をしっかりと食べよう！」 ・熱中症予防について～暑い季節を元気に過ごすために～（実習・講義は中止、資料配布のみ）	0名
飯田市伝達講習会③	令和3年10月1日	・「骨太クッキングレシピ紹介」（講師のデモンストレーションのみ） ・ストレッチ体操	21名
飯田市伝達講習会④	令和4年1月19日	・「おいしく減塩レシピ」 ・長野県民の健康・食生活のすがた（令和元年度県民健康栄養調査の結果から） （実習・講義は中止、資料配布のみ）	0名

3 活動内容

活動内容	回数	普及対象者数（人）	参加会員延数（人）
伝達講習会	2	300	39
地区活動	7	210	21
7か月相談試食補助	0	0	0
子どもの食生活に関する活動	20	324	60
若者・働き世代の食生活に関する活動	49	663	127
高齢者の食生活に関する活動	42	301	126
地区イベントへの参加	2	22	22
その他（飯伊・県事業への参加等）	22	66	66
合計	144	1,886	461

5-11 救急医療対策事業

1 医療機関における救急・急患体制

事業別	実施体制		
在宅当番医制事業(第1次救急医療体制)	〔在宅〕 診療科目 内科・小児科・外科・産婦人科 診療日 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日 診療時間 午前9時～午後6時(産婦人科は午前9時～正午)		
	〔口腔衛生センター〕 診療科目 歯科 診療日 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日 診療時間 〔口腔衛生センター〕 午前9時～正午 〔当番医の診療所〕 午後1時～午後3時		
	〔薬剤師会調剤薬局〕 受付時間 休日(日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日) 午前9時～午後6時 夜間(年間) 午後7時～午後10時30分		
	〔眼科当番〕 診療時間 夜間 午後7時～午後10時 深夜 午後10時～翌朝8時30分 飯田病院 飯田市立病院		
休日夜間急患診療所運営事業(第1次救急医療体制)	診療科目 内科・小児科 診療日 休日(日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日) および 午前9時～午後0時30分 診療時間 夜間(年間) 午後7時～午後10時		
病院群輪番制病院運営事業(第2次救急医療体制)	診療科目	内科・外科	
	病院群輪番制協定病院名		
	飯田市内	飯田市立病院 飯田病院 健和会病院	輝山会記念病院 慶友整形外科病院 市瀬整形外科
	下伊那郡内	下伊那赤十字病院	下伊那厚生病院
休日夜間テレフォンセンター	紹介時間	24時間体制(午後10時から翌朝8時30分までは、音声案内)	

2 休日夜間急患診療所利用状況

開設（休日診療所）昭和 46 年 6 月

（夜間診療所）昭和 52 年 4 月

区分		年度				
		H29	H30	R 1	R 2	R 3
休 日	診療日数	74	75	79	73	73
	利用者数	1,651	1,201	861	257	243
	1日平均	22.3	16.0	10.3	3.5	3.3
夜 間	診療日数	365	365	366	365	365
	利用者数	4,465	4,295	3,680	1,239	1,425
	1日平均	12.2	11.7	10.1	3.4	3.9

5-12 保健センターの概要

	飯田市保健センター	県保健センター	上郷保健センター
所在地	飯田市大久保町 2534	飯田市鼎上山 1890-1	飯田市上郷飯沼 3145-1
規模	鉄骨造 3 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建	飯田市上郷公民館内
敷地面積	17,689.99	2,399.34	3,062.56
床面積 1 階	218.35	433.32	1,178.70
2 階	219.11	(庁舎と併設)	(内保健センター 37.58)
3 階	219.11		991.98
延床面積	656.57	433.32	2,217.82
			(内保健センター 237.58)
開館	平成 28 年 11 月 7 日	昭和 58 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日
建設費	177,714 千円	436,410 千円	951,719 千円 (上郷公民館全体建設費)

	飯田市保健センター	県保健センター	上郷保健センター
財源内訳			
国庫補助金	—	18,390 千円	—
県費補助金	—	8,000 千円	—
起債	168,600 千円	192,400 千円	—
一般財源	9,114 千円	217,620 千円	—
合計	177,714 千円	436,410 千円	951,719 千円

5-13 予防接種

1 令和3年度実施状況 ※1

	対象疾病 (ワクチン種類)		予診票 発送数	そのうち の接種数	接種率 (%)	前年度以前 の予診票で の接種	接種総数(飯 田市実施分) ※2	接種済率 (%) ※3	基準 日年齢	
個別 接種	乳 幼 児	ロタリックス	1回目	683	535	96.6	10	545	97.6 ※5	1歳
		ロタテック			125		4			
		ロタリックス	2回目	683	491	89.3	61	552		
		ロタテック			119		12			
		ロタテック	3回目	683	116	※4	27	143		
	B型肝炎	1回目	683	661	96.8	18	679	99.0	1歳	
		2回目	683	613	89.8	79	692			
		3回目	683	312	45.7	354	666			
	H i b 感染症、	初回	2,049	1,839	89.8	225	2,064	98.3	5歳	
		追加	669	612	91.5	53	665			
	小児の肺炎球菌 感染症	初回	2,049	1,840	89.8	226	2,066	98.3	5歳	
		追加	669	614	91.8	51	665			
	ジフテリア、百日 せき、破傷風、 急性灰白髄炎(三 種及び四種混合)	1 期	初回	2,049	1,672	81.6	396	2,068	98.7	8歳
			追加							
	急性灰白髄炎	1 期	初回	0	—	—	0	0	98.7	8歳
			追加	0	—	—	1	1		
	結核 (B C G)			683	486	71.2	191	677	98.8	1歳
	麻しん、風しん (MR)	1期	669	612	91.5	50	662	98.1	2歳	
		2期	819	800	97.7	0	800	97.2	6歳	
	水痘	1回目	669	610	91.2	47	657	97.5	3歳	
2回目		700	514	73.4	125	639				
日本脳炎 ※6	1 期	初回	1,310	744	56.8	383	1,127	95.3	8歳	
		追加								0
	2期	0	0	0	289	289	63.2			18歳
児 童	ジフテリア、破 傷風(二種混合)	2期	921	528	57.3	312	840	91.3	13歳	
	ヒトパピローマウイルス感染症		0	—	—	424	424	21.9	16歳	
高 齢 者	高齢者のインフルエンザ		32,838	22,035	67.1		22,035			
	高齢者の肺炎球菌感染症		1,283	804	62.7		804			

※1 平成20年度実施分より接種率の算出方法を、平成26年度実施分より表示方法を一部変更。

※2 地域保健・健康増進事業報告より

※3 罹患者を含めて計上。(令和4年3月31日を基準日として、基準日に基準日年齢の居住者が予防接種を何%済ませているかを表す。)平成29年度より追加。

※4 ロタウイルスワクチンは、2種類あり、接種者がどちらかを選択し接種する。ロタリックスは2回、ロタテックは3回接種するため、予診票は全員に3枚配布しているが、3枚目の予診票は使用しない者がいる。このことから、3回目の接種率は算出することができない。

- ※5 ロタウイルスの定期接種対象者は、令和2年8月1日以降生まれの者であるため、接種済率の分母は、その日以降に生まれで基準日に1歳となっている者とした。
- ※6 令和3年度、日本脳炎ワクチンの供給不足により、1期追加と2期の予診票は送付を停止した。

2 風しんの追加的対策（令和元年度から令和6年度まで実施予定）

風しんの予防接種の公的な接種を受ける機会がなかった対象者へ抗体検査と麻しん風しん予防接種を無料で実施。

対象者：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性（約11,000人）

年度	抗体検査実施者	うち定期接種対象者	接種者
令和元年	1,648	415	344
令和2年	2,877	601	521
令和3年	517	125	127

3 新型コロナワクチン接種（令和3年度から実施）

5歳以上の希望する者へ新型コロナワクチンの接種を実施。12歳以上は、初回接種（1・2回目接種）及び初回接種完了から6か月経過後に追加（3回目）接種を実施。

なお、5歳～11歳は、令和4年3月から小児用ワクチンにより接種を開始し、初回接種のみ実施。

	対象者人口	接種数	接種率
1回目接種	95,881	81,234	84.72%
2回目接種	95,881	80,730	84.20%
3回目接種	95,881	39,499	41.20%

※ 接種数は、ワクチン接種記録システム（VRS）の3月28日時点の入力値

5-14 不妊及び不育症治療費助成事業

1 制度の概要

少子化対策の一環として、子どもが欲しいと望んでも恵まれず不妊治療を受けようとする夫婦、または妊娠はするが流産・死産を繰り返すため不育症治療を受けようとする夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とした、飯田市独自の事業。（長野県の同制度と併せた活用も可能）

助成の対象

《不妊治療費》

次のいずれにも該当する方

- (1) 夫婦の双方又は一方が、助成金の交付申請をした日を基準日として、当該基準日前1年以上飯田市に住んでいること。
- (2) 法律上の夫婦であること。
- (3) 体外受精及び顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込がなく、又は、極めて少ないと医師に診断されていること。
- (4) 長野県が指定する指定医療機関において、治療を受けていること。
- (5) 夫婦に市民税等の滞納がないこと。

《不育症治療費》

上記（1）、（2）、（5）のいずれにも該当する、不育症の治療を受けた夫婦で、治療によって出産の見込みがあると医師に診断された方。

不育症治療費助成の対象となる費用

(1) 国内の医療機関において実施（医師の判断に基づき、やむを得ず中止した場合を含む。）された次のものとする。

ア 不育症の診断に係る検査

イ 不育症と診断された者が妊娠した際に行われたヘパリン療法、アスピリン療法及びステロイド療法

ウ その他市長が特に必要と認めたもの

(2) 次の費用は助成の対象としない。

ア 食事代、文書料等直接治療に関係ない費用

イ 出産（流産・死産等も含む）に係る費用

助成金の額

不妊検査と保険適用となっていない人工授精については3回まで上限10万円として1回まで、特定不妊治療1回につき（1回の妊娠に係る不育症検査及び治療につき）、その医療費（自己負担額）の半額。ただし、これにより算出された助成金の額は10万円（不育症は5万円）を上限とする。なお、他団体（長野県等）から助成金等を受けているとき、市からの助成金は医療費（自己負担額）を上回らないよう減額調整される。

助成の回数

特定不妊治療：夫婦一組につき、1年度当たり2回を限度とする。（年数の制限はなし）

一般不妊治療：検査と人工授精3回まで1回、10万円を上限とする。

2 申請実績

《特定不妊治療費》

年度	申請者数（実）	延べ件数	補助金額（円）
H19	32	43	3,191,619
H20	45	66	5,699,590
H21	40	60	5,072,655
H22	50	71	5,683,588
H23	47	73	6,062,858
H24	58	89	8,168,885
H25	62	98	8,817,357
H26	61	93	8,312,079
H27	70	117	10,270,756
H28	57	84	6,981,337
H29	60	92	7,874,309
H30	75	113	9,832,592
R 1	86	127	11,351,129
R 2	93	149	13,436,166
R 3	99	144	12,789,482

《一般不妊治療費（検査・人工授精）》

年度	申請者数（実）	延べ件数	補助金額（円）
R 3	48	48	3,261,545

《不育症治療費》

年度	申請者数 (実)	延べ件数	補助金額 (円)
H29	2	2	88,938
H30	0	0	0
R 1	1	1	50,000
R 2	0	0	0
R 3	1	1	50,000

3 令和3年度不妊・不育相談

* 実施日 (予約制) 毎月13時～15時 (2枠)、17時～19時 (2枠)

* 会場 市保健センター 2階相談室

* 相談員 体外受精コーディネーター

* 実施状況

① 実施回数 12回

② 相談数 15組 (夫婦9組・妻のみ5組、妻と親族1組)

* 相談者

① 妻の年齢内訳

	～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳～	計
人数	0	0	4	7	4	0	15

② 妊娠の経験 あり7組 なし8組

③ 治療の経験 あり8組 なし7組

* 相談内容 (複数実施あり)

(4件) 妊娠しやすいからだ作り、夫婦生活について

(2件) 検査について (女性の検査・男性の検査)

(5件) 治療について (タイミング療法・薬・人工授精・体外受精)

(5件) 医療機関について (対応できる治療、診療時間等)

(3件) 治療と仕事との両立について

(6件) 不妊治療費、助成制度について

(3件) 年齢と妊娠率について

(1件) 気持ちの整理がしたい

(5件) その他

・自分に合った治療 (2)

・今後の治療方針

・助成金のまとめ方

・男性不妊について

5-15 後期高齢者医療制度

1 制度の概要

この制度は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定程度の障害があり認定を受けた方を被保険者とする、独立した医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は各都道府県単位で行い、長野県では、県内すべての市町村が加入する長野県後期高齢者医療広域連合が行っています。

(1) 後期高齢者医療のポイント

- ・医療機関での窓口負担は、一般の方は1割、現役並み所得の方は3割です。
(令和4年10月1日から一定所得がある方は2割になります。)
- ・すべての被保険者の方に、保険料を負担していただきます。
- ・保険料の額は、前年の被保険者の所得に応じて決定されます。
- ・保険料の納付は、年金天引きによる特別徴収と、口座振替又は現金納付による普通徴収のいずれかで行います。
- ・資格の管理や財政運営などは、長野県後期高齢者医療広域連合が行います。
- ・窓口業務、保険料の収納業務等は飯田市が行います。

(2) 保険料のしくみ

- ・保険料率は、制度を運営する長野県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに設定されます。
- ・保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

(3) 令和4年度の保険料額

均等割額 40,907円	+	所得割額 前年中の総所得金額等－ 基礎控除額(43万円)	×	所得割率 8.43%	=	1人当たりの 保険料 (限度額66万円)
-----------------	---	------------------------------------	---	---------------	---	----------------------------

所得の低い方は、保険料の「均等割額」が世帯の被保険者及び世帯主の所得の合計額によって、次のように軽減されます。

7割軽減 → 43万円+①以下

5割軽減 → 43万円+28.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)
+①以下

2割軽減 → 43万円+52万円×被保険者数+①以下

①・・・令和3年以降、世帯内に給与取得者が2人以上のときは次の算式による金額を加える
10万円×(給与所得者等の数－1)

制度加入直前まで被用者保険(社会保険など)の被扶養者であった方は、「均等割額」が5割軽減され、所得割額負担はありません。

2 後期高齢者医療受給対象者の推移

年度	飯 田 市					長 野 県		
	受給者数計 人	伸率 %	対人 口比 %	75歳 以上 人	65歳以上75歳 未満国民年金 法施行令別表 該当 人	受給者数 人	伸率 %	対人 口比 %
H26	17,429	0.4	16.7	17,084	345	325,789	0.6	15.5
H27	17,556	0.7	16.9	17,247	309	330,213	1.4	15.8
H28	17,756	1.1	17.2	17,470	286	336,102	1.8	16.1
H29	17,954	1.1	17.6	17,689	265	342,120	1.8	16.6
H30	18,087	0.7	17.9	17,838	249	347,792	1.7	16.9
R 1	18,262	0.9	18.0	18,025	237	354,312	1.8	17.2
R 2	18,182	-0.4	18.2	18,167	230	356,475	0.6	17.6
R 3	17,983	-1.1	18.5	17,886	242	355,948	-0.1	17.6

3 後期高齢者医療の状況（令和3年度）

（1）医療費

	総医療費 (千円)	医療給付費 (千円)		再掲(千円)				
		うち 7割分	うち 9割分	療養給付費	訪問 看護費	療養費	高額 療養費	
飯田市	15,380,599	14,143,704	708,913	13,434,791	13,806,635	84,916	127,306	112,328
長野県	299,823,264	275,740,363	12,180,471	263,559,892	269,234,204	1,675,664	2,130,304	2,463,293

	葬祭費(千円)		対象人員 (人)	1人当たり 医療費 (円)
	件数(件)	金額		
飯田市	1,060	53,000	17,983	855,286
長野県	20,300	1,014,960	355,918	842,323

（2）飯田市の保険料収納状況

① 現年度分

特別徴収（年金天引き）					普通徴収（口座振替・現金納付）				
調定額 (A)	収入額 (B)	還付 未済 (D)	未納 額 (E)	還付未済 控除後徴 収率(%)	調定額(A)	収入額 (B)	還付 未済(D)	未納額 (E)	還付未済控 除後徴収率 (%)
735,262	736,280	1,018	0	100.00	413,417	412,779	92	730	99.82

単位：千円、%

合 計				
調定額 (A)	収入額(B)	還付未済 (D)	未納額 (E)	還付未済控 除後徴収率 (%)
1,148,679	1,149,059	1,110	730	99.94

② 過年度分

単位：千円、%

普通徴収（現金納付）					
調定額 (A)	収入額(B)	不納欠損額 (C)	還付 未済(D)	未納額(E)	還付未済控 除後徴収率 (%)
796	738	33	3	28	92.21

5-16 医療給付事業

1 福祉医療費給付事業の内容

受給者が負担した、医療費の自己負担分の一部を助成する事業

- (1) 長野県統一の自動給付方式、満 18 歳年度末までは現物給付方式(受給者証の提示による申請)
- (2) 受給者及び扶養義務者に所得制限あり(子ども(0～満 18 歳年度末)と、障がい者のうち 0～満 18 歳年度末までは所得制限なし)
- (3) 一診療報酬明細書(レセプト)ごとに 500 円の受給者負担あり
- (4) 給付の対象は保険診療のみ(入院時食事代は対象外)
- (5) 貸付制度(原則として住民税非課税世帯が対象)

区 分	受給者証の申請と交付	所得制限		負担区分	一部負担
		本人	配偶者・扶養義務者等		
子ども					
入院 0 歳～中学校卒業年度末 外来 0 歳～小学校 3 年	保健課 医療給付係	なし	なし	県 1/2 市 1/2	あり
入院 中学校卒業後～満 18 歳年度末 外来 小学校 4 年～満 18 歳年度末		なし	なし	市 100	
障がい者					
身障手帳 1・2 級	福祉課 障害福祉係	特別障害者手当 準拠	特別障害者 手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり
身障手帳 3 級		所得税非課税者 特別障害者手当 準拠(所得税非課税者除く)		市 100	
療育手帳 A 1・A 2・B 1	保健課 医療給付係	特別障害者手当 準拠	特別障害者 手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり
65 歳以上国民年金法 施行令別表該当		所得税 非課税者 特別障害者手当 準拠(所得税非課税者除く)		市 100	
精神保健福祉手帳 1, 2 級 (通院のみ)	福祉課 障害福祉係	特別障害者手当 準拠	特別障害者 手当準拠	市 100	あり
精神通院(精神保健福祉手帳 1, 2 級を除く)		特別障害者手当 準拠			
ひとり親家庭等					
母子家庭の母、父子家庭の父	子育て支援課 家庭係	児童扶養手当 準拠(一部支給)	児童扶養 手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり
母子・父子家庭の子		児童扶養手当 準拠			
父母のない子		児童扶養手当 準拠			

* 一部負担「あり」の負担額は、1 レセプトあたり 500 円

* 障がい者のうち、満 18 歳年度末までは所得制限なし。負担区分県 1/2、市 1/2

2 福祉医療制度に対する所得制限一覧 (R4.4.1 現在)

(1) 障がい者に対する所得制限

	扶養親族等数	本人	配偶者・扶養義務者等
		所得額	所得額
特別障害者手当 (障がい者本人に支給)	0	3,604,000	6,287,000
	1	3,984,000	6,536,000
	2	4,364,000	6,749,000
	3	4,744,000	6,962,000
	4	5,124,000	7,175,000
	5	5,504,000	7,388,000

- * 所得額 (本人) = 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得額 (配偶者・扶養義務者等) = 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額 (本人) = 扶養親族等1人につき38万円を加算するが、扶養親族等が老人扶養親族等である場合は老人扶養親族等1人につき48万円を加算し、扶養親族等が特定扶養親族であるときは、特定扶養親族1人につき63万円を加算する。
- * 所得制限限度額 (配偶者・扶養義務者等) = 扶養親族等が2人以上の場合は、扶養親族等1人につき213,000円を加算し、扶養親族等が老人扶養親族であるときは、その額に老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額とする。

(2) 母子家庭等・父子家庭に対する所得制限

	扶養親族等数	本人 (母又は養育者)	孤児等の養育者 母(養育者)の配偶者 ・扶養義務者
		一部支給	所得額
		所得額	
児童扶養手当 (母子家庭の母等に支給)	0	1,920,000	2,360,000
	1	2,300,000	2,740,000
	2	2,680,000	3,120,000
	3	3,060,000	3,500,000
	4	3,440,000	3,880,000
	5	3,820,000	4,260,000

- * 所得額 = 児童扶養手当法施行令第3条に規定する所得について同令第4条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額 (本人) ①老人扶養親族等がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき10万円を、特定扶養親族がある場合は上表の金額に特定扶養親族1人につき15万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円(扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算)を加算した額とする。
- * 所得制限限度額 (孤児等の養育者等) ①扶養親族等の数が2人以上の世帯について、老人扶養親族がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円(扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算)を加算した額とする。

3 子ども医療費給付金

(1) 給付実績 (決算ベース)

(単位：給付額 円、対象者 人)

区分	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
給付額	207,705,632	229,140,770	238,233,050	205,992,507	225,839,756
県費	49,859,000	51,787,000	52,368,000	51,759,000	92,158,852
市費	157,846,632	177,353,770	185,865,050	154,233,507	133,680,904
対象者	15,890	16,086	15,215	14,708	14,894

(2) 子ども(乳幼児)福祉医療制度の沿革

- S48. 4. 1 2歳未満児 (所得制限なし、1,000 円の一部負担金)
- S49. 4. 1 3歳未満児 (所得制限なし、一部負担金を廃止)
- S58. 7. 1 児童手当法本則給付準用の所得制限導入(10 日以上入院については所得制限なし)
ただし、10 日未満の入院は市単で実施
- H6. 10. 1 入院時食事代を支給対象
- H8. 7. 1 所得制限を撤廃
- H9. 5. 1 申請手続簡素化開始
- H9. 9. 1 外来、調剤について支給対象
- H11. 4. 1 4歳未満児(所得制限なし) 3歳児は市単 予算額 2,300 万円
- H12. 4. 1 4歳児(所得制限あり) 4歳児は市単 予算額 450 万円
- H13. 4. 1 新たに5歳児・就学前児(所得制限あり) 市単 予算額 200 万円
ただし、3歳児所得制限なし 4歳児から就学前児 所得制限あり
(所得税非課税世帯)
- H14. 10. 1 3歳未満児 負担割合 2割に変更
- H15. 7. 1 長野県統一の自動給付方式を導入
入院時食事代不支給、300 円の受給者負担導入
小学校就学前児まで、児童手当法準拠の所得制限を導入
 - ・ 0歳～3歳児まで 入院・外来 児童手当
 - ・ 4歳～小学校就学前児 入院 児童手当
 - ・ 4歳～小学校就学前児 外来 児童手当+所得税非課税(市単)
- H17. 8. 1 0歳～小学校就学前児 入院・外来 児童手当
4歳～小学校就学前児 外来 児童手当
- H18. 4. 1 0歳～小学校就学前児 所得制限廃止
- H20. 4. 1 0歳～小学校卒業年度末まで拡大
- H21. 10. 1 県制度変更 受給者負担金 300 円→500 円(飯田市は 300 円据置)
- H22. 4. 1 県制度変更 入院のみ小学校3年生まで拡大(外来は据置)
- H22. 4. 1 0歳～中学校卒業年度末まで拡大(平成 22 年 4 月診療分から適用)
- H22. 10. 1 受給者負担金 300 円→500 円(平成 22 年 10 月診療分から適用)
- H27. 4. 1 県制度変更 入院のみ中学校卒業年度末まで拡大(外来は据置)
- H28. 4. 1 0歳～満 18 歳の年度末まで拡大(平成 28 年 4 月診療分から適用)
- H30. 8. 1 長野県統一の現物給付方式を導入(平成 30 年 8 月診療分から適用)
- R3. 8. 1 子ども柔道整復療養費現物支給対象拡大、精神 2 級通院全診療科拡大
- R4. 4. 1 県制度変更 外来のみ小学校3年生まで拡大(入院は据置)

4 令和3年度給付状況

(1) 重度心身障がい者

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
重 心 県 単	83,472,599	22,546	1,274	105.0	119.6
市 単	6,498,124	5,982	355	122.5	77.5
県 単 65歳以上国民年金別表該当	145,772,993	56,135	2,082	99.8	92.6
合 計	235,743,716	84,663	3,711	102.2	98.4

(2) 子ども

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単 小学校就学前の入院・外来 小1～中3の入院	92,540,309	43,421	14,418	109.2	98.0
市 単 小1～満18歳年度末の外来 高1～満18歳年度末の入院	133,299,447	77,144		109.9	
合 計	225,839,756	120,565	14,418	109.6	98.0

(3) 母子等

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単	36,377,435	18,904	2,003	100.0	92.4

(4) 父子

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単	1,886,254	974	137	91.9	79.2

(5) 総合計

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
総 合 計	499,847,161	225,106	20,269	105.2	97.3

5-17 国民健康保険

1 国民健康保険制度等の現状

わが国の医療保険制度は、本格的な少子高齢社会の到来と人口の減少や生活習慣病の増加に伴う医療費の増嵩等により、財政運営は一段と困難な状況が継続している状況である。

とりわけ国民健康保険制度は、国民皆保険を支える制度として、高齢者や保険税負担能力の比較的低い方が多いという構造的問題を抱えていることから、厳しい財政運営を強いられている。

このような状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な医療保険制度を目指すため、平成30年4月から都道府県も保険者となり責任を負う新制度が施行された。県からは、令和3年3月に「保険料水準等の統一に向けたロードマップ」が示され、事業費納付金の算定における二次医療圏の医療費水準の統一が始まってきている。

あん分率については、令和4年度は据置としたが、令和5年度以降に向け制度変更（社会保険の加入条件の変更等）、被保険者の減によるあん分率の検討については、新型コロナウイルス感染症の影響があり、見込みが難しい現状である。

令和3年10月からマイナンバーカードの健康保険証利用が開始された。それに伴い、特定健康診査結果をマイナポータルにて閲覧できるようになった。

2 保険給付等の状況（令和4年度）

(1) 被保険者の一部負担金

① 自己負担割合(病院窓口等での負担割合)

70歳以上 75歳未満の ・現役並み所得者(126頁参照)	3割	自己負担割合を示す高齢受給者証を交付。医療機関等に受診する場合は、保険証と受給者証を提示する。受給者証の提示をしないと1割または2割負担の人でも一律3割負担。申請により認められると差額分を後で支給。個人単位で一医療機関の窓口払いは高額療養費の自己負担限度額までとなる。 改正 令和2年8月1日から被保険者証と高齢者受給者証が一体化される。被保険者証の有効期間も8月1日から翌年7月31日の1年間と変更。
70歳以上 75歳未満の ・一般 (現役並み所得者・低所得者Ⅰ・ 低所得者Ⅱ以外の方) ・低所得者Ⅰ(127頁参照) ・低所得者Ⅱ(127頁参照)	2割	
義務教育修学前(6歳に達する日 以後の最初の3月31日以前)	2割	
上記以外	3割	

② 入院時食事代の標準負担額（1食の食事代にかかる費用のうち一定額を自己負担）

一般（下記以外）	1食 460円	住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要（申請により交付）。 申請月の初日より認定証を発行。長期該当認定には申請が必要。	
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	90日までの入院		1食 210円
	過去12か月の入院日数が90日を超える入院		長期該当 1食 160円
低所得者Ⅰ	1食 100円		

③ 入院時の食費・居住費の標準負担額（療養病床に入院したときに一定額を自己負担）

	食費（1食当たり）	居住費（1日当たり）	住民税非課税世帯等の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要（申請により交付）。 申請月の初日より認定証を発行。
一般（下記以外）	460円 （一部医療機関では420円）	370円 （難病患者は0円）	
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	210円		
低所得者Ⅰ	130円		

(2) 療養費等の支給

① 療養費（申請による支給）

次のような場合は、いったん全額自己負担になるが、国保担当窓口へ申請し、審査で決定されれば、自己負担分を除いた額が支給される。

- ・ 事故や急病などで保険証を持たずに診療を受けたとき。
- ・ 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき。
- ・ 手術などで輸血に用いた生血代がかかったとき（医師が必要と認めた場合）。
- ・ 海外渡航中に診療を受けたとき（治療目的で渡航した場合を除く）。
- ・ はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき（医師の同意が必要）。
- ・ 骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき。

② 高額療養費

同じ月内の医療費の一部負担金が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給される。事前に申請をし、限度額適用（標準負担額減額）認定証が交付となれば、医療機関への一部負担金は認定証に明記される区分による限度額となり住民税非課税世帯であれば、併せて食事代・食費・居住費の減額の対象となる。

自己負担額の計算方法

- ・ 月の1日から末日までの受診について計算。
- ・ 2つ以上の医療機関にかかった場合は、別々に計算。
- ・ 同じ医療機関でも歯科は別計算。また、外来と入院も別計算。
- ・ 入院時食事代や保険がきかない差額ベッド代などは支給の対象外。

※70歳以上75歳未満の人は、外来・入院・医療機関・診療科の区分なく合算する。

ア 70歳未満の人の所得区分と自己負担限度額（月額）

所得区分		自己負担限度額（月額）		世帯合算
		3回目まで	4回目以降	
ア	国保税課税所得が 901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	それぞれ 21,000円 以上
イ	国保税課税所得が 600万円超 901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	
ウ	国保税課税所得が 210万円超 600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	
エ	国保税課税所得が 210万円以下の 住民税課税世帯	57,600円	44,400円	
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	

- 世帯合算：同じ世帯で、同じ月内に 21,000 円以上の自己負担額を 2 回以上支払った場合（個人ごと）、それらを合算して限度額を超えた分を支給する。
- 多数該当：過去 12 か月間で、限度額を超えた高額療養費の支給が 4 回以上にあった場合の 4 回目以降の限度額を適用する。

イ 70 歳以上 75 歳未満の人の所得区分と自己負担限度額（月額）

自己負担割合	所得区分	自己負担限度額（月額）	
		3 回目まで	4 回目以降
3 割	現役並み所得者Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	252,600 円 +（医療費－842,000 円）× 1 %	140,100 円
	現役並み所得者Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	167,400 円 +（医療費－558,000 円）× 1 %	93,000 円
	現役並み所得者Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	80,100 円 +（医療費－267,000 円）× 1 %	44,400 円
自己負担割合	所得区分	外来＋入院（世帯単位）	
		外来（個人単位）	
2 割	一般（課税所得 145 万円未満等）	18,000 円	57,600 円 44,400 円
	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

- 現役並み所得者とは、同じ世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる方。ただし、70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者の収入合計が、2 人以上で 520 万円未満、1 人で 383 万円未満の場合は、申請すれば「一般」の区分となる。70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる世帯のうち、基礎控除後の総所得金額等の合計が 210 万円以下の場合も「一般」の区分となる。
- 低所得者Ⅱとは、同じ世帯の各所得が、必要経費・控除（公的年金は控除額 80 万円。令和 3 年 8 月以降は、給与所得からさらに 10 万円を控除）を差し引いたときに 0 円にならない世帯。
- 低所得者Ⅰとは、同じ世帯の各所得が、必要経費・控除（公的年金は控除額 80 万円。令和 3 年 8 月以降は、給与所得からさらに 10 万円を控除）を差し引いたときに 0 円になる世帯。
- 外来のみの該当の場合は、多数該当の回数に含まない。

ウ 70 歳以上と 70 歳未満の合算

70 歳以上 75 歳未満の人の限度額を適用後、70 歳未満の人の自己負担額（21,000 円以上）と合算して、70 未満の人の限度額を適用する。

エ 厚生労働省の指定する特定疾病

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある、先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の人は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を医療機関などの窓口へ提出すれば、自己負担は 1 か月 10,000 円までとなる。慢性腎不全で人工透析を要する 70 歳未満の所得区分ア・イの人は、自己負担は 1 か月 20,000 円までとなる。

③ 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に介護保険受給者がいる場合は、国保と介護保険の限度額をそれぞれ適用後に、自己負担の年額を合算して、次の表の限度額（年額）を超えたときには、申請によりその超えた分が支給される。

○合算した場合の限度額（年額：8月～翌年7月）

70歳未満の人がいる世帯		70歳以上75歳未満の人がいる世帯	
ア	2,120,000円	現役並み所得者Ⅲ	2,120,000円
イ	1,410,000円	現役並み所得者Ⅱ	1,410,000円
ウ	670,000円	現役並み所得者Ⅰ	670,000円
エ	600,000円	一般	560,000円
オ	340,000円	低所得者Ⅱ	310,000円
		低所得者Ⅰ	190,000円

○低所得者Ⅰで介護保険受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なる。

④ 移送費

重病人の入院や転院などで移送の費用がかかったときで、申請により、国保で移送が必要だったと認定したときに支給される。

⑤ 訪問看護療養費

医師が必要と認めた場合で、費用の一部を利用料として支払うだけで、訪問看護ステーションなどを利用できる。

(3) その他の給付

① 出産育児一時金 420,000円

被保険者が出産したときに支給、妊娠12週（85日）以降であれば死産・流産でも支給される。（社会保険等、他保からの支給がないことが条件）

② 葬祭費 50,000円

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給される。

③ 結核精神給付金

法に規定された感染症医療又は施行令に規定された精神通院医療を受けたときは、当該被保険者が属する世帯主等に対し支給する。

③ 傷病手当金

被用者（いわゆる給与所得者）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は、発熱等の症状があり感染が疑われる者に、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間支給する。（令和4年12月31日まで。）

(4) 国保の給付が受けられない事例

① 病気とみなされないもの

健康診断・人間ドック・予防注射・正常な妊娠・歯列矯正・美容整形・軽度のわきがやしみ・経済上の理由による妊娠中絶。

② 業務上のケガや病気

雇用主が負担すべきものである（労災保険に加入していれば、その対象となる）。

③ 国保の給付が制限されるとき

故意の犯罪行為や故意の事故。

けんかや泥酔などによる傷病。

医師や保険者の指示に従わなかったとき。

3 国民健康保険税の状況（令和4年度）

(1) 国民健康保険税の賦課方法

国民健康保険税は、基礎課税額(医療分)、後期高齢者支援金等課税額(支援金分)及び介護納付金課税額(介護分)の合算額で課税される。(介護納付金課税額については40歳から64歳までの方)

(2) 国民健康保険税の税率等（按分率）

国民健康保険税の税額は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算額。

基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）及び介護納付金課税額（介護分）の税率は異なる。

- ① 所得割額 前年の所得に基づいて算出する。
- ② 資産割額 固定資産税額を基に算出する（飯田市では平成29年度まで賦課）。
- ③ 均等割額 被保険者1人当たりにかかる税額。
- ④ 平等割額 被保険者の1世帯当たりにかかる税額。

区 分	医 療 分	支 援 金 分	介 護 分
所 得 割	6.60%	3.05%	2.70%
資 産 割	—	—	—
均 等 割	16,500 円	10,600 円	8,600 円
平 等 割	21,000 円	—	6,800 円

賦課限度額は、医療分 650,000 円、支援金分 200,000 円、介護分 170,000 円。

(3) 軽減措置

① 低所得世帯に対する応益割額の軽減（令和4年度現在）

世帯主と国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者（国保から後期高齢者医療に移行し以後継続して同一世帯に属する者）の前年の総所得金額の合計が下欄に該当するときは、均等割と平等割が軽減される。(所得の申告がない場合は軽減の適用外)

総 所 得 金 額	軽減率
43万円+10万円×（一定の給与所得者等の数－1）以下のとき	7割
43万円+10万円×（一定の給与所得者等の数－1） +（28.5万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）以下のとき	5割
43万円+10万円×（一定の給与所得者等の数－1） +（52万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）以下のとき	2割

② 特定世帯・特定継続世帯に対する医療分平等割の軽減(令和3年度現在)

国保から後期高齢者医療に移行したことにより、世帯内に国保被保険者が1人残された状態を継続する世帯は申請により、5年経過する月までを特定世帯、以降8年経過する月までを特定継続世帯とし、医療分平等割が軽減される。(①と併用)

世 帯 区 分	軽減率
特定世帯	2分の1
特定継続世帯	4分の1

③ 非自発的失業者（65歳未満）に対する所得割の軽減

雇用保険受給者資格証の離職理由欄から非自発的な理由（倒産・解雇・雇い止めなど）で失業した事が確認できる場合には、申請により失業した被保険者の前年度の給与所得を30/100とみなして算定する。離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度までの間を軽減し、高額療養費などの所得区分は軽減後の所得で判定される。(①②と併用)

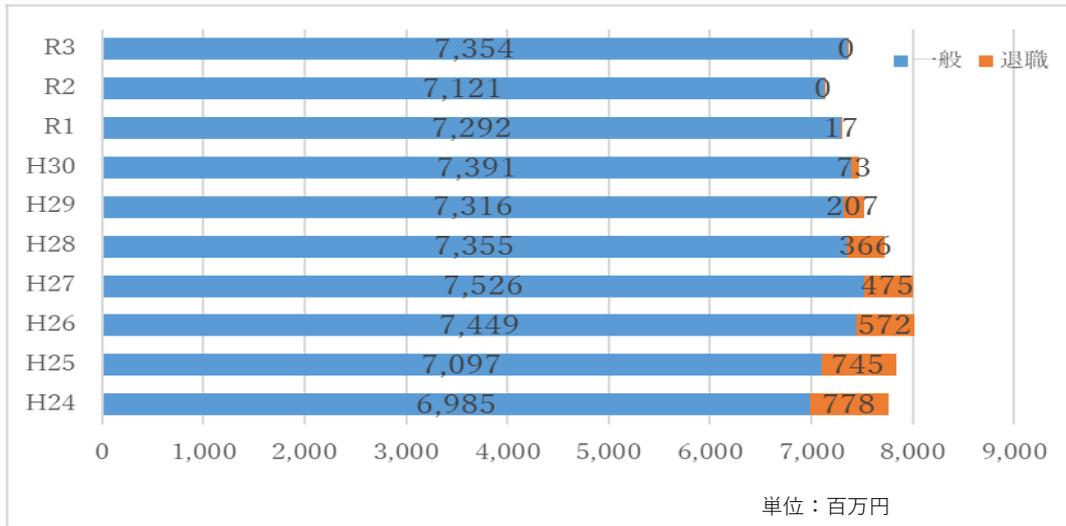
④ 新型コロナウイルス感染症の影響に対する国民健康保険税の減免特例

感染症の影響により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯や主たる生計維持者の事業収入等が減少した場合。(令和5年3月31日まで)

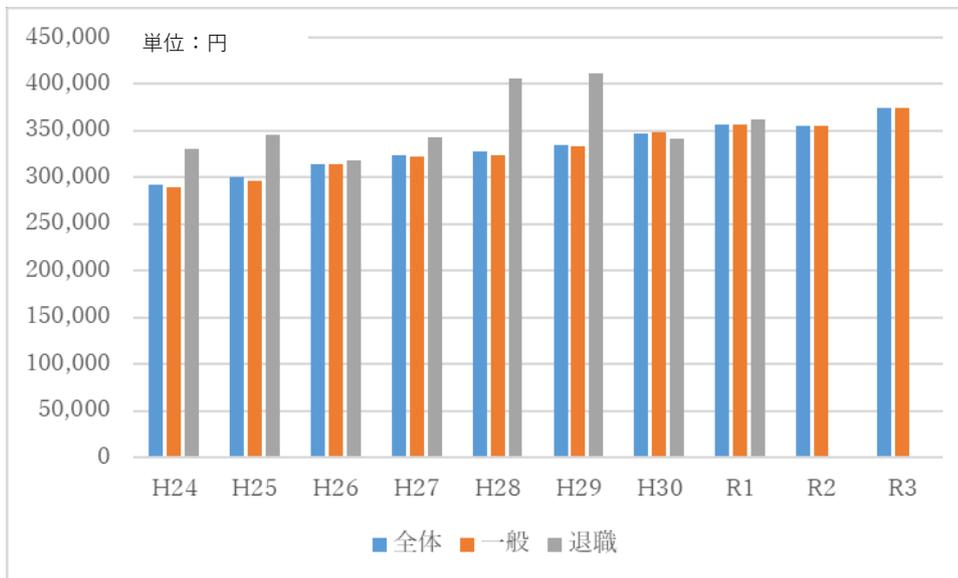
4 被保険者等の状況

年度	世帯数			全市人口 (年度平均)	国保被保険者 (年度平均)	加入率 %	退職被保険者 等(再掲)		介護第2号被 保険者(再掲)	
	全市 (年度平均)	国保世帯 (年度平均)	加入率 %				被保険者 (年度平均)	該当割合 %	被保険者 (年度平均)	該当割合 %
H24	38,902	15,016	38.6	105,802	26,536	25.1	2,357	8.9	9,606	36.2
H25	39,173	14,916	38.1	105,586	26,132	24.7	2,160	8.3	9,154	35.0
H26	39,344	14,700	37.4	104,835	25,511	24.3	1,798	7.0	8,688	34.1
H27	39,591	14,420	36.4	104,195	24,734	23.7	1,386	5.6	8,252	33.4
H28	39,770	13,985	35.2	103,561	23,581	22.8	901	3.8	7,632	32.4
H29	39,844	13,587	34.1	102,707	22,494	21.9	503	2.2	7,126	31.7
H30	39,937	13,209	33.2	101,727	21,468	21.1	214	0.5	6,785	31.6
R 1	40,010	12,827	32.1	100,752	20,529	20.4	46	0.1	6,432	31.3
R 2	40,098	12,656	31.6	99,645	20,061	20.1	-	-	6,211	31.0
R 3	40,104	12,524	31.2	98,520	19,625	19.9	-	-	5,946	30.3

5 総医療費の推移



6 一人当たりの医療



7 一人当たりの医療費の伸び率

年度	全 体		一 般		退 職	
	単位 (円)	対前年度 伸び率 (%)	単位 (円)	対前年度 伸び率 (%)	単位 (円)	対前年度 伸び率 (%)
H24	292,562	3.6	288,901	4.2	330,125	△ 2.1
H25	300,107	2.6	296,053	2.5	345,097	4.5
H26	314,419	4.8	314,132	6.1	318,194	△ 7.8
H27	323,491	2.9	322,343	2.6	342,844	7.7
H28	327,411	1.2	324,285	0.6	406,103	18.5
H29	334,446	2.1	332,690	2.6	411,223	1.3
H30	347,692	4.0	347,758	4.5	341,168	△1.7
R 1	356,037	2.4	356,022	2.4	362,668	6.3
R 2	354,993	△0.3	354,991	△0.3	-	-
R 3	374,748	5.6	374,748	5.6	-	-

8 保険給付の状況

(1) 療養の給付率

年度	入院			入院外			歯科			計		
	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)	受診率	1件当たり 日数 (日)	一人当たり 費用額 (円)
H24	18.9	14.9	101,969	767.6	1.6	108,030	142.1	2.3	19,199	928.9	2.0	229,198
H25	19.2	14.7	102,433	781.3	1.6	110,994	148.3	2.3	19,633	948.8	1.9	233,060
H26	19.9	15.1	110,374	791.7	1.5	112,485	157.2	2.2	20,791	968.8	1.9	243,649
H27	19.7	14.8	109,765	797.9	1.5	113,160	162.1	2.2	21,205	979.7	1.9	244,130
H28	20.2	14.5	113,078	819.2	1.5	115,275	162.5	2.1	21,790	1,001.9	1.9	250,144
H29	21.2	14.6	118,021	819.4	1.5	117,284	168.3	2.1	21,768	1,008.9	1.9	257,073
H30	22.7	15.0	125,911	830.7	1.5	121,988	175.3	1.9	22,510.	1,028.7	1.8	270,409
R1	21.1	14.7	127,614	845.2	1.5	125,058	185.6	1.8	22,755	1,051.9	1.8	275,402
R2	20.2	15.1	129,853	801.0	1.4	123,007	179.7	1.8	23,268	1,000.9	1.8	276,127
R3	21.1	15.6	137,068	838.5	1.4	130,505	190.0	1.8	24,056	1,049.6	1.8	291,628

(2) 保険者負担額

年度	療養の給付費		療養費		高額療養費		後期高齢者 支援金 (千円)	前期高齢 者納付金 (千円)	介護 納付金 (千円)
	件数(件)	給付額 (千円)	件数(件)	給付額(千 円)	件数(件)	給付額 (千円)			
H24	367,668	5,561,773	16,036	99,193	9,833	708,372	1,292,272	1,232	543,380
H25	372,164	5,634,932	15,735	96,442	10,371	691,271	1,340,486	1,229	561,456
H26	377,840	5,772,426	14,633	89,471	10,716	735,142	1,354,125	960	567,828
H27	375,185	5,761,397	14,122	83,746	11,324	775,356	1,339,388	819	510,102
H28	370,026	5,557,846	12,900	77,309	11,378	753,291	1,277,954	836	484,180
H29	355,859	5,415,647	11,840	73,327	11,730	734,627	1,239,417	4,474	481,003
H30	345,409	5,386,583	11,095	66,371	11,926	782,698	575,697	—	195,796
R1	337,777	5,295,768	11,336	65,833	12,149	760,436	593,275	—	223,977
R2	316,597	5,164,009	10,148	60,377	11,505	775,164	577,231	—	217,893
R3	325,487	5,351,052	10,166	60,976	12,335	798,690	566,090	—	199,000

9 令和2年度保健事業

事業名	内 容
<p>1 特定健康診査等事業</p>	<p>(1) 特定健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群を令和5年度までに25%減少することを目標として実施。</p> <p>① 40～74歳の国保被保険者 16,738人（R2.4.1現在） そのうち対象者 14,396人</p> <p>② 助成額 ア 集団健診（主に40～64歳） 検査料 5,830円（うち自己負担額1,000円） 40歳時及び非課税世帯は自己負担額なし イ 個別健診（主に65～74歳） 検査料 8,822円（うち自己負担額1,000円） 非課税世帯は自己負担額なし</p> <p>③ 受診者数 4,564人</p> <p>(2) 特定保健指導 特定健康診査受診者に対しリスクに基づく優先順位をつけ、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に階層化し、自らの生活習慣の改善ができるよう保健指導を実施。</p> <p>① 情報提供 受診者全員に生活習慣予防に関する情報提供を実施。</p> <p>② 動機付け支援 内臓脂肪症候群のリスクが出現し始めている者に、1回以上の面接による支援と3か月経過後に面接等で実績評価を実施。 ・対象者数 364人 ・評価終了者 274人</p> <p>③ 積極的支援 内臓脂肪症候群のリスクが重複している者に、初回面接による支援と、その後継続的な支援を行い、3か月経過後に面接等で実績評価を実施。 ・対象者数 85人 ・評価終了者 50人</p> <p style="text-align: right;">※R2年度法定報告数値最終版</p>
<p>2 歯科健診事業</p>	<p>(1) 歯科健診費用助成</p> <p>① 対象者 20歳～64歳の国保被保険者</p> <p>② 検査料 6,600円（うち自己負担額1,000円）</p> <p>③ 受診者数 34人</p>

事業名	内 容
3 医療費適正化事業	<p>レセプト点検や医療費分析による医療費の適正支出点検事業、医療費通知や保険証更新時の国保制度や医療制度等の周知による被保険者への啓発事業、重複・頻回受診者への保健師の訪問指導事業、その他医療費の適正化に資する事業を幅広く展開。</p> <p>(1) レセプト点検 内容点検、縦覧点検、重複・多受診点検、給付発生原因点検 (2) 医療費通知 3回(1～4月、5～7月、8～10月診療分) (3) 医療費分析 KDB、国保連リスト、健診結果を活用 (4) 医療費適正化に関する啓発活動 パンフレット・チラシの配布、広報いいたへの掲載、資格喪失届の勧奨通知、退職者医療制度被扶養者届の勧奨通知など</p>
計	43,352 千円

